

聖籠町議会会議規則の一部を改正する規則をここに告示する。

平成28年3月22日

聖籠町議会議長 須 貝 龍 夫

聖籠町議会規則第1号

聖籠町議会会議規則の一部を改正する規則

聖籠町議会会議規則（昭和62年聖籠町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第9条第1項中「午前9時から」を「午前9時30分から」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。